許可番号　第　００６０９０００１９２　号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
松田産業株式会社
代表取締役　松田芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事　吉村　美栄子

許可の年月日　令和　８年　５月１４日

許可の有効年月日　令和１５年　５月１３日

複写禁止

１　事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	×		金属くず	○	
汚泥	○		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	
廃油	○		鉱さい	×	
廃酸	○		がれき類	○	
廃アルカリ	○		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	×	
木くず	○		政令第２条第13号に規定する産業廃棄物	×	
繊維くず	×		自動車等破砕物	×	
動植物性残さ	○		石綿含有産業廃棄物	○	
動物系固形不要物	×		水銀使用製品産業廃棄物	○	
ゴムくず	×		水銀含有ばいじん等	○	
これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。					

[備考]　表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱うことができないものを示す。

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

３　許可の条件

なし

４　許可の更新又は変更の状況

平成 9年 5月14日	許可	平成26年12月 8日	事業範囲の変更許可
平成14年 4月11日	事業範囲の変更許可	令和元年 5月22日	許可の更新、優良認定
平成14年 5月14日	許可の更新	令和 8年 5月14日	許可の更新、優良認定
平成19年 5月14日	許可の更新		
平成24年 5月14日	許可の更新、優良認定		

５　積替え許可の有無　~~有~~　・　(無)

市名　　許可番号

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~　・　(無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号　第００６５９０００１９２号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
松田産業株式会社
代表取締役　松田芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事　吉村　美栄子

許可の年月日	令和　２　年　６　月　１７　日
許可の有効年月日	令和　９　年　６　月　１６　日

複写禁止

1　事業の範囲

別表１のとおり

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3　許可の条件

なし

4　許可の更新又は変更の状況

平成10年 6月17日	許可
平成15年 4月24日	事業範囲の変更許可
平成15年 6月17日	許可の更新
平成20年 6月17日	許可の更新
平成25年 6月17日	許可の更新、優良認定
平成25年12月12日	事業範囲の変更許可
平成27年 5月 7日	事業範囲の変更許可
平成30年10月26日	事業範囲の変更許可
令和 2年 6月17日	許可の更新、優良認定

5　積替え許可の有無　~~有~~ ・ (無)

市名　　許可番号

6　規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　(有) ・ ~~無~~

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

複写禁止

許可番号　第００６５９０００１９２号

（別表１）

番号	特別管理産業廃棄物区分	取扱	注釈
1	令第１号	○	廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの）
2	令第２号	○	廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの）
3	令第３号	○	廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの）
4	令第４号		感染性廃棄物
5　イ	令第５号イ	○	（廃ＰＣＢ等）
5　ロ	令第５号ロ	○	（ＰＣＢ汚染物）
5　ハ	令第５号ハ		（ＰＣＢ処理物）
5　ニ	令第５号ニ	○	（廃水銀等）
5　ト	令第５号ト		（廃石綿等）

5	令第５号ホ、ヘ及びチ～ル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定下水汚泥
	1	アルキル水銀化合物		○		○	○			
	2	水銀又はその化合物		○		○	○			
	3	カドミウム又はその化合物		○		○	○			
	4	鉛又はその化合物		○		○	○			
	5	有機燐化合物		○		○	○			
	6	六価クロム化合物		○		○	○			
	7	砒素又はその化合物		○		○	○			
	8	シアン化合物		○		○	○			
	9	ＰＣＢ								
	10	トリクロロエチレン		○	○	○	○			
	11	テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
	12	ジクロロメタン		○	○	○	○			
	13	四塩化炭素		○	○	○	○			
	14	１，２－ジクロロエタン		○	○	○	○			
	15	１，１－ジクロロエチレン		○	○	○	○			
	16	シス－１，２－ジクロロエチレン		○	○	○	○			
	17	１，１，１－トリクロロエタン		○	○	○	○			
	18	１，１，２－トリクロロエタン		○	○	○	○			
	19	１，３－ジクロロプロペン		○	○	○	○			
	20	チウラム		○		○	○			
	21	シマジン		○		○	○			
	22	チオベンカルブ		○		○	○			
	23	ベンゼン		○	○	○	○			
	24	セレン又はその化合物		○		○	○			
	25	１，４－ジオキサン		○	○	○	○			
	26	ダイオキシン類								
	27									
	28									
	29									
	30									

6	令第６号		法第２条第４項第２号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん
7	令第７号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの
8	令第８号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のため処理したもの
9	令第９号		ばいじん（集塵施設で集めた法第２条第４項第２号廃棄物に限る）
10			
11			

【注１】「令第１号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第２条の４第１号を意味する。

【注２】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「　」は取り扱うことができないものを示す。